

# 更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

## 更正の請求書・修正申告書作成編 (確定申告書データをお持ちでない場合)



既に提出した所得税の確定申告の申告額に誤りがあった場合で、納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合に提出する更正の請求書や申告をした税額等が実際より少なすぎた場合や還付される税金が多すぎた場合に、これらの金額を正しい額に訂正するために提出する修正申告書の作成の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

## 更正の請求書・修正申告書作成編

1	作成開始	1
2	「確定申告書データ読込」画面	4
3	「本人情報の確認等」画面	5
4	「所得金額等の入力」画面	6
5	「所得から差し引かれる金額の入力」画面	7
6	「税金の計算に関する入力」画面	8
7	「その他の項目に関する入力」画面	9
8	「所得金額（申告分離課税）」画面	11
9	「寄付金控除等の入力」画面	12
10	「住宅耐震改修特別控除等の入力」画面	13
11	「本年分で差し引く繰越損失額の入力」画面	14
12	「株式等の譲渡所得等」画面	16
13	「先物取引に係る雑所得等の入力」画面	18
14	「税金の計算等に関する入力（申告分離課税）」画面	19
15	「修正項目の選択」画面	20
16	「更正の請求・修正申告額の入力」画面	21
17	「計算結果の確認」画面	23
18	「更正の請求をする理由等の入力」画面	25
19	「修正申告による異動事項の入力」画面	27
20	「財産債務調書の作成」画面	28
21	「財産・債務の入力」画面	29
22	「還付方法等の入力」画面	30
23	「納付方法等の入力」画面	31
24	「基本情報の入力」画面	32
25	「マイナンバーの入力」画面	33

# 更正の請求書・修正申告書作成編

## 1 作成開始

所得税の更正の請求書・修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

The screenshot shows the '作成コーナートップ' (Creation Corner Top) page. It features several sections: 'お知らせ' (Notice) with a '一覧' (List) button; '申告書等を作成する' (Create returns) with a '作成前にご利用ガイドをご覧ください。' (Please see the usage guide before creating.) note; two main action buttons: 'NEW 作成開始 >' (Start creation) and '保存データを利用して作成 >' (Create using saved data); a 'ご利用ガイド' (Usage Guide) section with sub-links for '作成の流れ' (Creation flow), '入力例' (Input examples), and 'ご利用になれない方 など' (Users who cannot use it, etc.); '提出した申告書に誤りがあった場合' (If there is an error in the submitted return) with a circled '1' and a highlighted link '新規に更正の請求書・修正申告書を作成する' (Create a new correction request/return); and 'インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります' (Invoice-issuing businesses must file consumption tax). On the right, there are side panels for '集計用ファイルのダウンロード' (Download summary files), 'メッセージボックスの確認' (Check message box), and 'ID・パスワード方式の届出' (Registration by ID/password).

① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」を押してください。

(⇒次ページへ続く)

**税務署への提出方法の選択**

**②** 提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。  
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。  
 **電子証明書の有効期限とは**  
はい  いいえ
- マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダーライターをお持ちですか。  
 **スマートフォンの対応機種を確認するはこちら**  
はい  いいえ

マイナンバーカードを利用してe-Taxをご利用になれます。  
画面の案内に沿って操作を進め、e-Taxにより申告書の送信・提出を行ってください。  
※ マイナンバーカードの**電子証明書のパスワード**をあらかじめご用意ください。  
 **マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を提出する方法**

認証方法の選択

スマートフォンを使用する >

ICカードリーダーライターを使用する >

※ スマートフォンでパソコンに表示されるQRコードを読み取る方法です。

提出方法を変更するはこちら ▲

e-Tax (ID・パスワード方式) >

書面 >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。  
 **ID・パスワード方式とは**

e-Taxはメリットがいっぱい

	自宅からe-Tax	書面提出 (郵送、持参)
送料・交通費	不要	送料 (郵送の場合)・交通費等が必要
添付資料	原則 提出省略	原則必要
還付金受け取り期間	提出から3週間程度	1か月～1か月半程度
青色申告控除額	最大65万円!	最大55万円 ※電子帳簿保存の場合を除く
申告書控	e-Taxからすぐに入手・確認 何回でもダウンロード※	ご自身で控えを作成・保管

※ ダウンロードするには、マイナンバーカードが必要です。  
**マイナンバーカードでさらに便利!**  
マイナンバーカードを使用すると、マイナポータルから医療費や控除証明書等のデータを取得できます。  
※ 初回は事前準備が必要です。詳しくはこちら。

代理送信 >

戻る

画面番号：CC-AA-010
▲ ページTOPへ

② 「提出方法に関する質問」に回答して、税務署へ更正の請求書又は修正申告書を提出する際の提出方法を選択します。マイナンバーカードをお持ちの方は「スマートフォンを使用する」ボタン又は「ICカードリーダーライターを使用する」ボタンを、マイナンバーカードをお持ちでない方は「e-Tax (ID・パスワード方式)」ボタン又は「書面」ボタンを押します。

(⇒次ページへ続く)

## 更正の請求書・修正申告書作成編

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③  令和6年分  令和5年分  令和4年分  令和3年分  令和2年分  令和元年分

令和6年分の申告書等の作成

所得税の更正の請求書・修正申告書	③ 作成開始
決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書）	作成開始
消費税の更正の請求書・修正申告書	作成開始
贈与税の更正の請求書・修正申告書	作成開始

戻る

画面番号：CC-AE-160 [ページTOPへ](#)

- ③ 表示されているラジオボタンから、作成する更正の請求書・修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンを押してください。

この後、先ほど選択した提出方法に応じて、マイナンバーカードの認証や利用者識別番号の入力等を行ってください。

※ この手引きの操作では、「令和6年分」の所得税の更正の請求書・修正申告書の「作成開始」を選択した場合の説明をしています。

## 2 「確定申告書データ読込」画面

### 確定申告書データ読込

**i** 修正前の確定申告書データ (.data形式) をお持ちでない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください。

確定申告書等作成コーナーで保存した令和6年分の確定申告書データ (.data形式) を読み込みます。  
「ファイルを選択」ボタンを押してデータを選択し、「保存データ読込」ボタンを押してください。

- > 操作方法が分からない場合
- > データを保存した場所が分からない場合

**ファイルを選択**

ファイル名 : 選択されていません

戻る 次へ

画面番号 : SS-AH-010 ページTOPへ

「次へ」ボタンを押してください。

## 3 「本人情報の確認等」画面

本人情報の確認等

### 本人情報の確認

① 申告者本人の生年月日 必須

昭和43(1968) 10 31

### 申告する所得に関する質問

事業所得や不動産所得がある方で、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。

②  青色申告の承認を受けている

戻る ③ 次へ

画面番号：SS-AA-010c へ ページTOPへ

- ① 「生年月日」を入力します（マイナンバーカード方式やID・パスワード方式を選んだ場合は、利用者識別番号から検索した情報が入力された状態で表示されます。）。
- ② 青色申告の承認を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。

## 4 「所得金額等の入力」画面

### 【更正の請求・修正申告前の所得金額等の入力】

**所得金額等の入力**

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

> 入力箇所を申告書の見本で確認する

①

**所得金額等**

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例（措法41条の5）、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例（措法41条の5の2）を適用する場合 ▼

申告書第四表を使用して申告した場合 ▼

---

**事業所得**

営業等の所得金額（円） ※：申告書第一表の（1）の金額	
農業の所得金額（円） ※：申告書第一表の（2）の金額	

---

**不動産所得**

所得金額（円） ※：申告書第一表の（3）の金額	
----------------------------	--

---

**利子所得**

所得金額（円） ※：申告書第一表の（4）の金額	
----------------------------	--

---

**配当所得**

所得金額（円） ※：申告書第一表の（5）の金額	
----------------------------	--

---

**給与所得**

区分 ※：申告書第一表の（6）の区分	
所得金額（円） ※：申告書第一表の（6）の金額	5,326,000

---

**雑所得**

公的年金等の所得金額（円） ※：申告書第一表の（7）の金額	
業務の所得金額（円） ※：申告書第一表の（8）の金額	
その他の所得金額（円） ※：申告書第一表の（9）の金額	
（7）から（9）までの計（円） ※：申告書第一表の（10）の金額	

---

**総合譲渡所得・一時所得**

所得金額（円） ※：申告書第一表の（11）の金額	
-----------------------------	--

**上記所得金額の内訳**

総合譲渡所得を含む

一時所得を含む

---

**所得金額の合計**

所得金額（円） ※：申告書第一表の（12）の金額	5,326,000
-----------------------------	-----------

戻る

②

次へ

ここまでの入力内容を保存

課税番号：SS-AH-030a
ページTOPへ

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の所得金額等を入力してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

6



## 5 「所得から差し引かれる金額の入力」画面 【更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額（所得控除）の入力】

**所得から差し引かれる金額の入力**

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。  
> 入力箇所を申告書の見本で確認する

**① 所得から差し引かれる金額（所得控除）**

**社会保険料控除**

控除額（円）   
※：申告書第一表の（13）の金額

**小規模企業共済等掛金控除**

控除額（円）   
※：申告書第一表の（14）の金額

**生命保険料控除**

控除額（円）   
※：申告書第一表の（15）の金額

---

**基礎控除**

控除額（円）   
※：申告書第一表の（24）の金額

**計**

社会保険料控除から基礎控除までの計（円）   
※：申告書第一表の（25）の金額

**雑損控除**

控除額（円）   
※：申告書第一表の（26）の金額

**医療費控除**

区分   
※：申告書第一表の（27）の区分

控除額（円）   
※：申告書第一表の（27）の金額

**寄附金控除**

控除額（円）   
※：申告書第一表の（28）の金額

**②**

**① 所得から差し引かれる金額の合計**

合計（円）   
※：申告書第一表の（29）の金額

**③**

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-040
ページTOPへ

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額（所得控除）を入力してください。
- ② 寄附金控除の入力がある場合は、「入力する」ボタンを押してください。（寄附金控除の入力方法は、P12「寄附金控除等の入力」画面の入力方法をご参照ください。）
- ③ 「次へ」ボタンをクリックしてください。

## 6 「税金の計算に関する入力」画面

### 【更正の請求・修正申告前の税金の計算（税額控除等）に関する入力】

**税金の計算に関する入力**

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。  
 > 入力箇所を申告書の見本で確認する

**① 税金の計算（税額控除等）**

**課税される所得金額**

金額（円）  
※：申告書第一表の（30）の金額

**上記に対する税額**

税額（円）  
※：申告書第一表の（31）の金額

**配当控除**

控除額（円）  
※：申告書第一表の（32）の金額

**投資税額等控除**

区分  
※：申告書第一表の（33）の区分

控除額（円）  
※：申告書第一表の（33）の金額

**（特定増改築等）住宅借入金等特別控除**

区分1  
※：申告書第一表の（34）の区分1

区分2  
※：申告書第一表の（34）の区分2

控除額（円）  
※：申告書第一表の（34）の金額

**政党等寄附金等特別控除**

控除額（円）  
※：申告書第一表の（35）～（37）の金額

**②** 入力する >

**住宅耐震改修特別控除等**

区分  
※：申告書第一表の（38）～（40）の区分

控除額（円）  
※：申告書第一表の（38）～（40）の金額

**②** 入力する >

---

**① 第3期分の税額**

納める税金（円）  
※：申告書第一表の（53）の金額

還付される税金（円）  
※：申告書第一表の（54）の金額

戻る

**③** 次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-050 < ページTOPへ

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の税金の計算（税額控除等）を入力してください。
- ② 政党等寄附金等特別控除、または住宅耐震改修特別控除等の入力がある場合は、「入力する」ボタンを押してください（「寄附金控除等の入力」画面の入力方法はP12、「住宅耐震改修特別控除等の入力」画面の入力方法はP13 ご参照ください。）。
- ③ 「次へ」ボタンを押してください。

## 7 「その他の項目に関する入力」画面

### 【更正の請求・修正申告前のその他の項目に関する入力】

**その他の項目に関する入力**

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

> 入力箇所を申告書の見本で確認する

**① その他の項目**

**専従者給与（控除）の合計額**

合計額（円）

※：申告書第一表の（59）の金額

**青色申告特別控除額**

控除額（円）

※：申告書第一表の（60）の金額

**本年分で差し引く繰越損失額**

損失額（円）

※：申告書第一表の（63）の金額

**②** 入力する >

**①**

**平均課税対象金額**

金額（円）

※：申告書第一表の（64）の金額

**変動・臨時所得金額**

区分

※：申告書第一表の（65）の区分

所得金額（円）

※：申告書第一表の（65）の金額

**申告分離課税の有無**

更正の請求・修正申告を行う直前の申告等について、申告分離課税の所得がある場合は、「申告分離課税の入力を行う」にチェックを付けてください。

> 申告分離課税とは

**③**  申告分離課税の入力を行う

戻る

**④** 次へ

ここまでの入力内容を保存

- ① 確定申告書第一表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前のその他の項目を入力してください。
- ② 本年分で差し引く繰越損失額や翌年分以後に繰り越す損失額がある場合は、「入力する」ボタンを押してください（翌年分以後に繰り越す損失額がある方は、P14「本年分で差し引く繰越損失額等の入力」画面の入力方法をご参照ください。）
- ③ 申告分離課税の所得がある場合は、「申告分離課税の入力を行う」にチェックを付けてください（所得金額（申告分離課税）の入力方法は、P11「所得金額（申告分離課税）」画面の入力方法をご参照ください。）。

## 更正の請求書・修正申告書作成編

- ④ 「次へ」 ボタンを押してください。

## 8 「所得金額（申告分離課税）」画面

**所得金額等の入力（申告分離課税）**

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

▶ 入力箇所を申告書の見本で確認する

**所得金額（申告分離課税）**

**① 土地建物等の譲渡所得（短期譲渡）**

一般分の所得金額（円） <small>※：申告書第三表の（68）の金額</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>
軽減分の所得金額（円） <small>※：申告書第三表の（69）の金額</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>

**土地建物等の譲渡所得（長期譲渡）**

一般分の所得金額（円） <small>※：申告書第三表の（70）の金額</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>
特定分の所得金額（円） <small>※：申告書第三表の（71）の金額</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>
軽減分の所得金額（円） <small>※：申告書第三表の（72）の金額</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>

**一般株式等・上場株式等の譲渡所得等**

一般株式等の譲渡に係る所得金額 <small>※：申告書第三表の（73）の金額</small>	-
上場株式等の譲渡に係る所得金額 <small>※：申告書第三表の（74）の金額</small>	-

**②** 入力する >

**① 上場株式等の配当所得等**

所得金額（円） <small>※：申告書第三表の（75）の金額</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>
--	--

**先物取引に係る雑所得等**

所得金額 <small>※：申告書第三表の（76）の金額</small>	-
---	---

**②** 入力する >

**① 退職所得**

所得金額（円） <small>※：申告書第三表の（78）の金額</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>
--	--

戻る

**③** 次へ

ここまでの入力内容を保存

- ① 確定申告書第三表の控えなどを基に、分離課税の所得金額などを入力してください。
- ② 株式等の譲渡所得等や先物取引に係る雑所得等の入力については、「入力する」ボタンを押して入力してください（「株式等の譲渡所得等」画面の入力方法はP16、「先物取引に係る雑所得等の入力」画面の入力方法はP18に掲載していますので、ご参照ください。）
- ③ 全ての入力が終了しましたら、「次へ」ボタンを押してください。

## 9 「寄付金控除等の入力」画面

P7「所得から差し引かれる金額の入力」画面、またはP8「税金の計算に関する入力」画面で「寄附金控除」又は「政党等寄附金等特別控除」の「入力する」ボタンを押すと以下の画面が表示されます。

寄附金控除等の入力

### 寄附金控除等の入力

更正の請求・修正申告を行う直前の内容を入力してください。

#### 適用を受けた控除額の入力

**① 所得から差し引かれる金額（所得控除）**

寄附金控除額（円） ※：申告書第一表の（28）の金額	<input style="width: 95%;" type="text"/>
-------------------------------	--

**税金の計算（税額控除）**

政党等寄附金等特別控除額（円） ※：申告書第一表の（35）～（37）の金額	<input style="width: 95%;" type="text"/>
--	--

**② 税金の計算（税額控除）の内訳**

政党等寄附金特別控除額（円） ※：「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の（12）の金額	<input style="width: 95%;" type="text"/>
認定NPO法人等寄附金特別控除額（円） ※：「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の（13）の金額	<input style="width: 95%;" type="text"/>
公益社団法人等寄附金特別控除額（円） ※：「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の（12）の金額	<input style="width: 95%;" type="text"/>

戻る

③

入力終了

- ① 確定申告書第一表及び第二表の控えなどを基に、更正の請求・修正申告前の寄附金に係る所得控除額、税額控除額を入力してください。
- ② ①の「税額控除」欄に入力する場合は、各税額控除の計算明細書の税額控除適用額を参考に入力してください。なお、各税額控除の計算明細書の税額控除適用額が0円と記載されている場合も、適用を選択している計算を行うため、0円と入力してください。
- ③ 入力が終わりましたら、「入力終了」ボタンを押してください。

## 10 「住宅耐震改修特別控除等の入力」画面

住宅耐震改修特別控除等の入力

**①** **住宅耐震改修特別控除等の入力**

更正の請求・修正申告を行う直前の内容を入力してください。

**適用を受けた控除額の入力**

区分 <small>※：申告書第一表の(38)～(40)の区分</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>
住宅耐震改修特別控除等の額(円) <small>※：申告書第一表の(38)～(40)の金額</small>	<input style="width: 95%;" type="text"/>

**適用を受けた控除額の内訳の入力**

適用を受けた控除に係る計算明細書に記載された控除額を入力してください。

住宅耐震改修特別控除の額(円)	<input style="width: 95%;" type="text"/>
住宅特定改修特別税額控除の額(円)	<input style="width: 95%;" type="text"/>
認定住宅等新築等特別税額控除の額(円)	<input style="width: 95%;" type="text"/>
上記以外の控除の額(円)	<input style="width: 95%;" type="text"/>
合計	-

戻る
**②**
入力終了

- ① 確定申告書第一表、計算明細書などを基に、更正の請求・修正申告前の住宅耐震改修特別控除等に係る税額控除額を入力してください。
- ② 入力が終わりましたら、「入力終了」ボタンを押してください。

## 11 本年分で差し引く繰越損失額の入力

P9「その他の項目に関する入力」画面で「本年分で差し引く繰越損失額」の「入力する」ボタンを押すと以下の画面が表示されます(上場株式等の譲渡損失や先物取引の差金等決済に係る損失については、この画面では入力しません。P11「所得金額(申告分離課税)」画面の「一般株式等・上場株式等の譲渡所得等」、「先物取引に係る雑所得等」の「入力する」ボタンを押して入力してください。)

本年分で差し引く繰越損失額の入力

**本年分で差し引く繰越損失額の入力**

更正の請求・修正申告を行う直前の内容を入力してください。

**提出した申告書の選択**

更正の請求・修正申告を行う直前の申告等で提出した損失申告用の申告書の種類を選択してください。  
※：翌年に繰り越す損失が本年分において生じた居住用財産に係る通算後譲渡損失のみの場合は、「申告書(損失申告用)第四表」を選択してください。

①  申告書(損失申告用)第四表  
 申告書(損失申告用)第四表及び第四表付表

**損失額の入力**

② 更正の請求・修正申告前の申告等において提出した「申告書(損失申告用)第四表」等を基に、該当する項目を入力してください。

**本年分で差し引く繰越損失額等の入力**

令和3年分(3年前)の入力を行う

	前年分までに引ききれなかった損失額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額
山林以外の所得の損失(円) ※：令和3年が青色の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>
被災事業用資産の損失(山林以外)(円) ※：令和3年が白色の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>
居住用財産に係る通算後譲渡損失(円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
雑損失(円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

令和4年分(2年前)の入力を行う

	前年分までに引ききれなかった損失額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額
山林以外の所得の損失(円) ※：令和4年が青色の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>
被災事業用資産の損失(山林以外)(円) ※：令和4年が白色の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>
居住用財産に係る通算後譲渡損失(円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
雑損失(円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

令和5年分(前年)の入力を行う

	前年分までに引ききれなかった損失額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額
山林以外の所得の損失(円) ※：令和5年が青色の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>
被災事業用資産の損失(山林以外)(円) ※：令和5年が白色の場合	<input type="text"/>	<input type="text"/>
居住用財産に係る通算後譲渡損失(円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>
雑損失(円)	<input type="text"/>	<input type="text"/>

- ① 更正の請求・修正申告前の申告等において提出した損失申告用の申告書等様式を選択してください。
- ② 前年分以前から繰り越された純損失の額、居住用財産に係る通算後譲渡損失の額及び雑損失の額について、申告書第四表の控えなどを基に入力してください(この画面では令和6年分の申告書(損失申告用)第四表の場合を表示しています。作成される年分及び申告書等様式によって表示される項目が異なります。)



③

## 翌年以後に繰り越す損失額の入力

青色申告者の損失（円）

※：申告書第四表（二）の（83）の金額

居住用財産に係る通算後譲渡損失（円）

※：申告書第四表（二）の（84）の金額（※）

被災事業用資産の損失（山林以外）（円）

※：申告書第四表（二）の（90）の金額

雑損失（円）

※：申告書第四表（二）の（95）の金額

※：申告書第三表をお持ちの場合は、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和6年分）【租税特別措置法第41条の5用】」の③の金額又は「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（令和6年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】」の③の金額を入力してください。

戻る

④

入力終了

- ③ 翌年分へ繰り越す本年分の損失額について、申告書第四表の控えなどを基に入力してください。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了」ボタンを押してください。

## 12 「株式等の譲渡所得等」画面

P11「所得金額（申告分離課税）」画面で「一般株式等・上場株式等の譲渡所得等」の「入力する」ボタンをクリックすると以下の画面が表示されます。

株式等の譲渡所得等

### 株式等の譲渡所得等の入力

**▲** 株式等の譲渡所得について、作成コーナーを利用して更正の請求書・修正申告書を作成できる方は、一定の方に限られます。作成できるかどうかを必ずご確認ください。

> 作成できるかどうかの条件

更正の請求書・修正申告書を提出する直前の内容を入力してください。

### 株式等の譲渡所得等の所得金額

**①**

**一般株式等の譲渡**

**A** 所得金額（円）  
※：申告書第三表（73）の金額

**上場株式等の譲渡**

**B** 所得金額（円）  
※：申告書第三表（74）の金額

令和  年分の 所得税及びの 申告書（分離課税用）

氏名		住所		生年月日		性別		職業		所得の種類		所得の金額		所得の控除		所得の税額		所得の課税		所得の控除		所得の税額		所得の課税			
収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得	収入	所得
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28

① 株式等の譲渡所得等について、申告書第三表の控えなどを基に入力してください（画面の(73)や(74)などの記号や番号は、申告書第三表の記号や番号に対応しています）。

(⇒次ページへ続く)

# 更正の請求書・修正申告書作成編

## 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額

申告した「令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」のとおり入力してください。

②

- E 本年の3年前分（令和3年分）（円）  
（令和6年分「確定申告書付表」の（A）欄）
- F 本年の2年前分（令和4年分）（円）  
（令和6年分「確定申告書付表」の（B）欄）
- G 本年の前年分（令和5年分）（円）  
（令和6年分「確定申告書付表」の（C）欄）

2 譲渡損失の計算

譲渡損失の発生した年分	前年まで差し引くことのできた上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年まで差し引くことのできた上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年に繰り越すことはできません。
本年の3年前分	E	①	F ② (E) - ①
本年の2年前分	F	②	
本年の前年分	G	③	
本年で上場株式等に係る譲渡損失の金額が累計して上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E + F + G)		④	H ⑤ (E) - ④
本年で分譲譲渡損失控除等金額が累計して上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E + F + G)		⑥	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (E + F + G)		⑦	

## 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額

申告した「令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」のとおり入力してください。

③

- H 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（円）  
（令和6年分「確定申告書付表」の（11）欄）

2 譲渡損失の計算

譲渡損失の発生した年分	前年まで差し引くことのできた上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年まで差し引くことのできた上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年に繰り越すことはできません。
本年の3年前分	E	①	F ② (E) - ①
本年の2年前分	F	②	
本年の前年分	G	③	
本年で上場株式等に係る譲渡損失の金額が累計して上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E + F + G)		④	H ⑤ (E) - ④
本年で分譲譲渡損失控除等金額が累計して上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E + F + G)		⑥	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (E + F + G)		⑦	

戻る

④

入力終了

- ② 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額について、申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）の控えなどを基に、各年分の損失の額を入力してください（この画面では令和6年分の場合を表示しています。作成される年分によって表示される項目が異なります。）。
- ③ 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額について、申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）の控えなどを基に入力してください。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了」ボタンを押してください。

## 13 「先物取引に係る雑所得等の入力」画面

P11「所得金額（申告分離課税）」画面で「先物取引に係る雑所得等」を押すと以下の画面が表示されます。

先物取引に係る雑所得等の入力

### 先物取引に係る雑所得等の入力

更正の請求・修正申告を行う直前の内容を入力してください。

#### 申告書第三表に関する入力

**① 所得金額**

所得金額（円） <small>※：申告書第三表の（76）の金額</small>	
--	--

**② その他の項目**

翌年以後に繰り越される損失の金額（円） <small>※：申告書第三表の（100）の金額</small>	
---	--

#### 申告書付表に関する入力

「申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）」等をお持ちで繰越損失がある場合、入力してください。

**③ 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額**

損失額（円） <small>※：申告書付表の（2）の金額</small>	
損失額（円） <small>※：申告書付表の（5）の金額</small>	
損失額（円） <small>※：申告書付表の（9）の金額</small>	

戻る

**④ 入力終了**

- ① 先物取引に係る雑所得等について、申告書第三表の控えなどを基に入力してください。
- ② 翌年以後に繰り越される先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の控えなどを基に入力してください。
- ③ 前年から繰り越された先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）の控えなどを基に、各年分の損失の額を入力してください（この画面では令和6年分の場合を表示しています。作成される年分によって表示される項目が異なります。）。
- ④ 全ての入力が終わりましたら、「入力終了」ボタンを押してください。

## 14 「税金の計算等に関する入力（申告分離課税）」画面

この画面は、P9「その他の項目に関する入力」画面で、分離課税の所得を入力された場合「次へ」ボタンを押すと表示されます。

税金の計算等に関する入力（申告分離課税）

更正の請求・修正申告を行う直前の申告書等のおりに入力してください。

> 入力箇所を申告書の見本で確認する

①

課税される所得金額（申告分離課税）

---

総合課税の所得の合計額

課税される所得金額（円） <small>※：第三表の（79）の金額</small>	
--	--

土地建物等の譲渡所得（短期譲渡）

課税される所得金額（円） <small>※：第三表の（80）の金額</small>	
--	--

土地建物等の譲渡所得（長期譲渡）

課税される所得金額（円） <small>※：第三表の（81）の金額</small>	
--	--

---

上場株式等の配当所得等

税額（円） <small>※：第三表の（91）の金額</small>	
---------------------------------------	--

先物取引に係る雑所得等

税額（円） <small>※：第三表の（92）の金額</small>	
---------------------------------------	--

退職所得

税額（円） <small>※：第三表の（94）の金額</small>	
---------------------------------------	--

総合課税の所得の合計額から退職所得までの合計

0円

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

- ① 課税される所得金額と税額を入力します。申告書第三表の控えなどを基に入力してください。全ての入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。
- ② 全ての入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

## 15 「修正項目の選択」画面

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

### 修正項目の選択

令和6年分特別税額控除（定額減税）の金額を修正する場合は、「配偶者（特別）控除」又は「扶養控除（16歳未満の扶養親族や申告者本人以外の扶養親族を含む。）」を選択して、各画面で配偶者や扶養親族に関する情報を入力してください。  
 > 令和6年分特別税額控除（定額減税）について詳しくはこちら

修正する項目を選択して、「次へ」ボタンを押してください。

**① 収入・所得金額（総合課税）**

収入・所得金額（総合課税）の修正項目

- 事業所得（営業等・農業）
- 不動産所得
- 利子所得
- 配当所得
- 給与所得
- 雑所得（公的年金等）
- 雑所得（業務・その他）
- 総合課税所得（短期・長期）
- 一時所得

**収入・所得金額（申告分離課税）**

収入・所得金額（申告分離課税）の修正項目

- 土地建物等の譲渡所得
- 株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等
- 先物取引に係る雑所得等
- 退職所得

② : 退職所得のある方で、更正の請求・修正申告を行う直前の申告で退職所得を申告していない場合は、退職所得を含めて更正の請求・修正申告を行う必要がありますので選択してください。

**所得から差し引かれる金額（所得控除）**

所得から差し引かれる金額（所得控除）の修正項目

- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除
- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 寡婦、ひとり親控除

**税金の計算（税額控除等）**

税金の計算（税額控除等）の修正項目

- 投資税額等控除
- (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除
- 政党等寄附金等特別控除
- 住宅制度改修特別控除

**その他の項目**

その他の項目の修正項目

- 専従者給与（控除）
- 青色申告特別控除額
- 本年分で差し引く繰越損失額
- 平均課税対象金額、臨時・変動所得金額

③

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-A1-010

印刷/STOP

印刷/吐紙 個人事業保証公社 印刷/確認 Copyright (c) 2025 NATIONAL TAX AGENCY. All Rights Reserved.

- ① 追加訂正等をする収入・所得金額を選択してください。
- ② 追加訂正等をする所得控除、税額控除等、その他の項目（例：青色申告特別控除額）がある場合、上図の②の右側にある、「V」を押すと選択肢が表示されますので追加訂正等をする項目を選択してください。
- ③ 追加訂正等項目の選択終了後、「次へ」ボタンを押してください。

※ 更正の請求・修正申告前の内容によっては、追加訂正等できないものがあります。

(⇒次ページへ続く)

## 16 「更正の請求・修正申告額の入力」画面

**更正の請求・修正申告額の入力**

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。

### 収入・所得金額（総合課税）の確認

---

**不動産所得**

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分1	-	-	-
区分2	-	-	-
収入金額	-	-	-
所得金額	-	-	-

① 入力する >

---

**第3期分の税額**

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
納める税金	95,200円	0円	入力項目ではありません
還付される税金	-	-	入力項目ではありません

② 戻る

③ 次へ

ここまでの入力内容を保存

**不動産所得の入力**

### 不動産所得の入力

「収支内訳書（不動産所得用）」を基に入力してください。

**A** 収入金額の合計（円）  
※：「収支内訳書（不動産所得用）」の（5）

**B** 所得金額（円）  
※：「収支内訳書（不動産所得用）」の（15）



備え付けている帳簿の種類を選択してください。  
※：「収支内訳書（不動産所得用）」には記載されておりませんので、ご自身で該当する種類を選択してください。

帳簿の種類 ?

選択してください

国外の中古建物から生じる不動産所得の金額が赤字の方はこちら ▼

戻る

入力終了

(⇒次ページへ続く)

## 更正の請求書・修正申告書作成編

- ① P6「所得金額の入力」画面、P20「修正項目の選択」画面等において入力した項目が表示されます。「入力する」ボタンを押して、更正の請求・修正申告の内容を入力してください（図では、例として「不動産所得」の入力画面を表示しています。）。  
**※ 修正しない項目についても、修正前と同じ内容の入力が必要となります。**
- ② 「戻る」ボタンを押すと、P20「修正項目の選択」画面に戻り、追加・訂正する項目を再選択することができます。なお、更正の請求・修正申告額を入力した後で追加訂正等項目を削除する場合、この画面で入力した全ての項目について削除する必要がありますのでご注意ください。
- ③ 全ての入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。



## 17 「計算結果の確認」画面

**計算結果の確認**

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。  
表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

**①** 計算の結果、**更正の請求書**を作成します。  
なお、税務署における調査（審査）の結果、金額が異なる場合があります。

還付される金額

87,000円

※：住民税については、更正の請求書に基づき市区町村で別途計算されます。

収入・所得金額（総合課税）の確認

不動産所得

項目	
区分1	
区分2	
収入金額	
所得金額	

更正の請求により還付する税額や修正申告により新たに納付すべき税額が表示されます。

入力内容に誤りが無く、更正の請求・修正申告後の納付すべき税額が更正の請求・修正申告前の納付すべき税額と同じ場合には、下図のとおり更正の請求や修正申告が不要である旨の文言が表示されます。

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。  
表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

⚠ 入力に誤りがない場合は、更正の請求又は修正申告は不要です。  
更正の請求又は修正申告の詳細は、所轄の税務署にお問い合わせください。

項目	修正前	修正後	差引金額
控除額	21,000円	-	-21,000円

税金の計算（税額控除等）の確認

課税される所得金

項目	
金額	

上記に対する税額

項目	
税額	

更正の請求、または修正申告をしても納付すべき税額が変わらない等の理由で、更正の請求や修正申告が不要である場合、「次へ」ボタンではなく、「作成終了」ボタンが表示されます。「作成終了」ボタンを押すと確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ戻ります。

項目	差引金額
金額	-3,513,000円
税額	-278,100円
金額	+500,000円

戻る

作成終了

次へ

ここまでの入力内容を保存

(⇒次ページへ続く)

## 更正の請求書・修正申告書作成編

- ① 更正の請求や修正申告により、新たに還付される又は納付すべき税額が表示されていますので確認してください。
  - ※ 訂正する項目がある場合には、「戻る」ボタンを押すと P21「更正の請求・修正申告額の入力」画面に戻りますので、該当する項目の「訂正する」ボタンを押して入力内容を訂正してください。
- ② 確認が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

入力した内容が更正の請求の場合は、P25「更正の請求をする理由等の入力」画面へ、修正申告の場合は P27「修正申告による異動事項の入力」画面へ進みます。

## 18 「更正の請求をする理由等の入力」画面

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

①

### 更正の請求をする理由等の入力

請求の目的となった申告又は処分の種類 **必須**

- 確定申告  
 修正申告  
 更正通知  
 決定通知

申告書を提出した日、処分の通知を受けた日等 **必須**

令和7(2025) 2 7

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等 **必須**

※：80文字以内

> 更正の請求をする理由等の入力例を確認する場合

医療費控除 80万漏れ

提出する添付書類

※：40文字以内

> 提出する添付書類が分からない場合

医療費の領収書

②

### 通知方法の選択

この更正の請求書に係る通知等（更正通知書等、国税還付金振込通知書）がある場合、書面に代えてe-Taxで通知を受け取ることができます。

e-Taxで受け取ること、書面での保存が不要となり管理が楽になるなどのメリットがあります。

> 電子交付を希望する場合の留意事項

Q e-Taxによる電子交付か郵送等による書面交付のどちらを希望しますか？ **必須** ?

電子交付

書面交付

①

### 控除対象扶養親族の人数の入力

更正の請求前と更正の請求後における控除対象扶養親族の人数を入力してください。

控除対象扶養親族の人数（更正の請求前）（人） **必須**

1

控除対象扶養親族の人数（更正の請求後）（人）

※：訂正する場合、「戻る」ボタンにて「扶養控除の入力」画面まで戻ってください。

1

戻る

③

次へ

ここまでの入力内容を保存

(⇒次ページへ続く)

## 更正の請求書・修正申告書作成編

- ① 更正の請求をする理由、事象の詳細等を入力してください。
- ② この項目は、P 2「税務署への提出方法の選択」画面の提出方法に関する質問において、以下の選択をした場合のみ表示されます。
  - ・マイナンバーカードをお持ちですか。→「はい」を選択する。
  - ・マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダーライターをお持ちですか。→「はい」を選択する。更正の請求書を提出した後、税務署から送付される更正の請求書に係る通知書（更正通知書等、国税還付金振込通知書）の受け取り方法を選択（「電子交付」又は「書面交付」）してください。
- ③ 全ての入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。  
P28「財産債務調書の作成」画面へ進みます。

## 19 「修正申告による異動事項の入力」画面

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

修正申告による異動事項の入力

① 修正申告によって異動した事項の入力

修正申告によって異動した事項

※：100文字以内

戻る

- ① 修正申告によって異動した事項について、入力してください。
- ② 入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。  
P28「財産債務調書の作成」画面へ進みます。

## 20 「財産債務調書の作成」画面

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 印刷 → ⑥ データ保存等

### 財産債務調書の作成

① 既に財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、「次へ」ボタンを押してください。

#### 財産債務調書の作成

**財産債務調書の提出要件の確認**

令和6年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和7年6月30日（月）までに、財産債務調書を提出する必要があります。

提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

なお、すでに財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、チェックを付けずに「次へ」をクリックしてください。

> 財産債務調書の提出要件の詳細

①  12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。

※：別途提出する場合、入力を省略することができます。

- ① 財産債務調書の提出基準に該当する場合は、「12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。」をチェックし、「入力する」ボタンを押して、P29「財産・債務の入力」へ進みます。
- ② 「財産債務調書」を手書きなどで別途作成する場合や、既に提出済みの場合は「次へ」ボタンを押してください。還付金が発生する場合はP30「還付方法等の入力」画面、納付する金額が発生する場合はP31「納付方法等の入力」画面へ進みます。

## 21 「財産・債務の入力」画面

財産・債務の入力

財産・債務の一覧

財産・債務の入力

財産及び債務（国外に所在するものを含みます。）を入力してください。

> 「[「国外財産調書」に記載する（した）国外財産がある方の確認事項](#)

入力件数：0件 / 180件

※：財産と債務の各合計額が10兆円以上（マイナスの場合は1兆円以下）になる場合はご利用になれません。

+ 財産・債務を入力する

「+財産・債務を入力する」ボタンを押すと下の図が表示されます。入力項目が2件以上ある場合は、「もう1件入力する」ボタンを押してください。

財産・債務の入力

財産・債務の入力 1件目

財産債務の区分  
選択してください

所在地  
〒 国名

財産の金額 (円)

債務  
〒 国名

戻る
もう1件入力する
入力内容の確認

①

②

戻る
入力終了

- ① 該当する項目を入力してください。
- ② 全ての入力終了しましたら、「入力終了」ボタンを押してください。  
還付金が発生する場合は P30「還付方法等の入力」画面、納付する金額が発生する場合は P31「納付方法等の入力」画面へ進みます。

22 「還付方法等の入力」画面

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

**還付方法等の入力**

還付を請求する金額  
**87,000円**  
※：税務署における調査（審査）の結果、金額が異なる場合があります。

**還付金の受取方法**

以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してください。

- 口座名義は申告者本人（屋号付き名義を除く。）に限ります。
- 一部のインターネット専用銀行については対応していません。ご利用の金融機関にご確認ください。

還付金の受取方法 **必須**

公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。） ? □

ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み

ゆうちょ銀行への振込み

ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

> [公金受取口座として登録した金融機関を確認する方法](#) □

戻る ② **次へ**

ここまでの入力内容を保存

- ① 還付金の受取方法を選択し必要事項を入力してください。
- ② 入力が終了しましたら、「次へ」ボタンを押してください。  
P32「基本情報の入力」画面へ進みます。



## 23 「納付方法等の入力」画面

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

### 納付方法等の入力

納付 する金額  
**87,000円**  
※：住民税等については、修正申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

#### 納付方法

納付方法の選択  
 納付方法 **必須**  
 > 各納付方法の内容を確認する   
 選択してください

#### 通知方法の選択

この申告書に係る通知等（加算税の賦課決定通知、予定納税額の通知）がある場合、これらの通知を電子的に受け取ることができます。  
 > 電子交付を希望する場合の留意事項

Q e-Taxによる電子交付か 郵送等による書面交付のどちらを希望しますか？ **必須**

電子交付  書面交付

戻る ② **次へ**  
ここまでの入力内容を保存

- ① 納付方法及び通知方法を選択してください。
- ② 選択が終了しましたら、「次へ」ボタンを押してください。  
 P32「基本情報の入力」画面へ進みます。

24 「基本情報の入力」画面

①

**基本情報の入力**

**氏名・電話番号の入力**

氏名（フリガナ） **必須** ※：各11文字以内  
 コクゼイ タロウ

氏名（漢字） **必須** ※：各10文字以内  
 国税 太郎

**住所の入力**

**現在の住所の入力**

納税地の区分 **必須**  住所地  事業所等  
 1040045 **郵便番号から住所入力**

都道府県・市区町村 **必須** 東京都 中央区

丁目番地等 **必須** ※：都道府県・市区町村と合計で28文字以内  
 築地5丁目3-1

建物名・号室 ※：28文字以内（制階文字数を超える場合、マンション名を省略するなど）  
 ○○マンション101号室

提出先税務署 **必須** 東京都 京橋

**その他の項目の入力**

職業  ※：個人事業主の方は、事業の内容を具体的に入力してください（青果小売業、自動車販売塗装業など）  
 ※：11文字以内  
 会社員

屋号・雅号 ※：事業に係る屋号や雅号がある場合は入力してください。  
 ※：30文字以内  
 国税商店

世帯主の氏名（漢字） **ご自身が世帯主**  
 ※：10文字以内  
 国税 太郎

世帯主からみた続柄 選択してください

整理番号  ※：税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署で  
 は入力してください。  
 ※：数字8桁  
 01234567

戻る **②** 次へ

- ① 住所・氏名等【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。
- ② 入力終了後、「次へ」ボタンを押してください。

## 25 「マイナンバーの入力」画面

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

### マイナンバーの入力

	氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号） ※：数字12桁
1人目	国税 太郎（本人）	昭和43年10月31日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

画面に表示されている方のマイナンバーを入力し、入力終了後「次へ」ボタンを押してください。

この画面以降の操作方法については、各画面の案内に従い操作を行ってください。